

Ⅱ 危機発生時の対応

(第3章 新たな危機)

1 組織的な対応と児童生徒の指導に必要な情報管理の徹底

1 チームによる支援体制

児童生徒が関わる事件・事故等が発生した場合の対応について、平素から校長が責任者となり、校務分掌により、担当する教職員が中心となって活動できる体制を整備しておくことが重要である。

また、触法行為等に対する確認や指導などについても、校長のリーダーシップの下で組織的に対応し、問題を抱える児童生徒について、校内の複数の教職員や第三者などがチームを編成し、指導・援助するなどの取組が必要である。

(1) チームによる支援の基本的な考え方

児童生徒の問題行動等の背景には、家庭環境をはじめとする児童生徒を取り巻く様々な環境が影響を及ぼしている事例が多く、いち早く学校内で情報を共有し、チームを組み、早期から対応していくことが大切です。

なお、チームによる支援には、次の3つの方法が考えられます。

- (ア) 校内の複数の教職員が連携して援助チームを編成して問題解決を行う校内連携型
- (イ) 学校と教育委員会、関係機関等がそれぞれの権限や専門性を生かしたネットワーク型
- (ウ) 自殺、殺人、性被害、深刻な児童虐待、薬物乱用など、学校や地域に重大な混乱を生じる事態に対して、緊急対応を行う緊急支援（危機対応型）

問題行動等の解決のためには、児童生徒の様々な情報を円滑に共有し、合理的かつ効率的な対応をすることが大切です。そのための有効な手段としてケース会議があります。

(2) 個別の事案に応じたチームによる支援体制の確立

チームによる支援を行う場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員や支援員等を有効に活用することが望まれます。

また、生徒指導に関し豊富な経験を有する校長・教員OBや少年非行に見識の深い警察官OB、心的や法的な問題に詳しい専門家等を加え、協力や助言を得ることも大きな効果をもたらすことがあります。

チームによる支援のプロセスは、図1のように「アセスメント、個別の支援計画の作成チームによる支援の実施、評価」が終結に至るまで繰り返します。

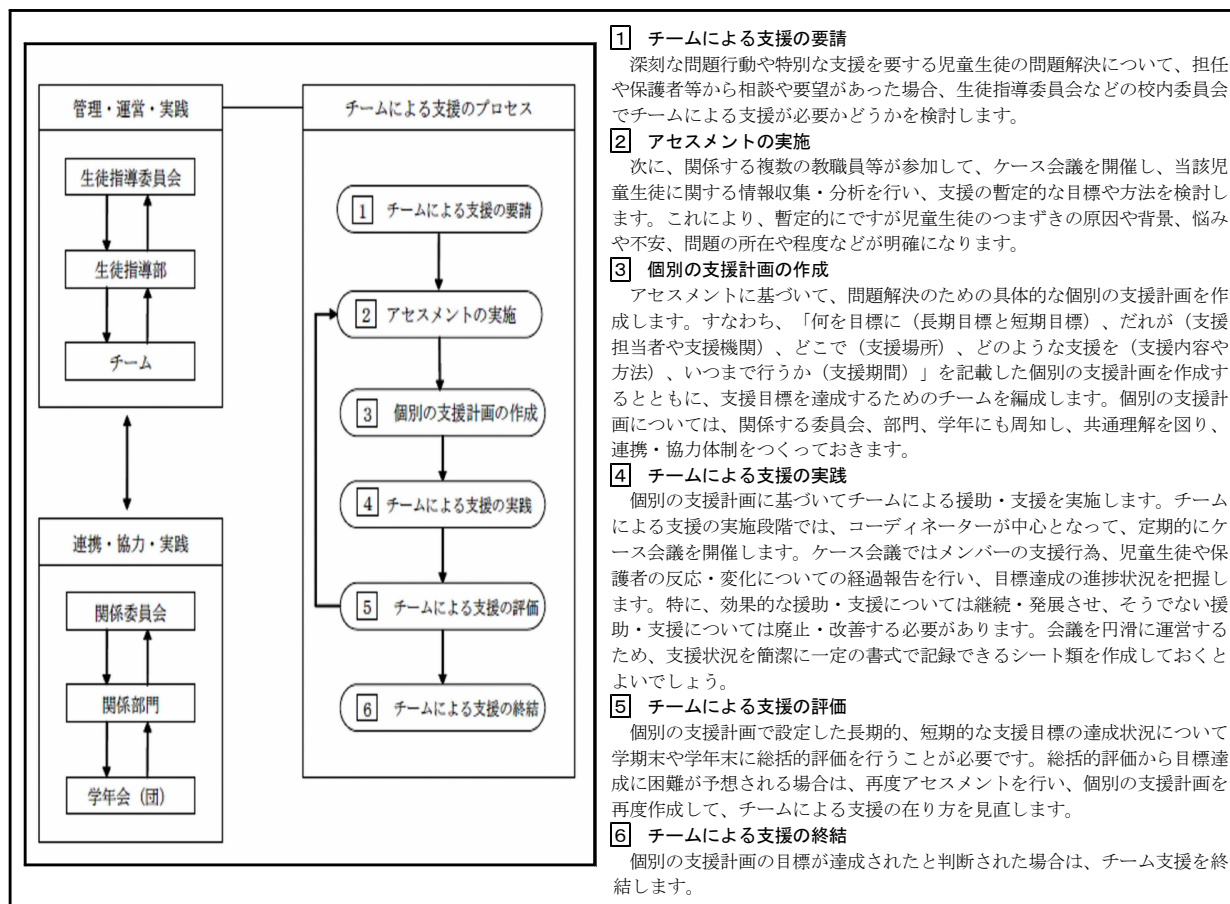


図1 チームによる支援のプロセス

2 情報の管理

自他の生命に関わるような問題行動を起こしたり、児童相談所や警察などと何らかの連携による対応をしたことがある児童生徒、触法行為を繰り返す児童生徒など、継続的な指導を要する児童生徒や見守りが必要な児童生徒については「引継ぎシート」を作成するなどして、学校間や学年間で引き継ぐことなどが重要である。その際、指導に必要な情報の管理の徹底に留意する必要がある。

(1) 記録の速やかな作成・保管と正誤等の確認

- ・記録の作成に当たっては、担当者だけではなく、校長をはじめとした管理職及び他の教職員に対し指導等を行う立場にある者による記録の正誤等の確認を徹底する。
- ・特に、作成・保管した記録を生徒指導や進路指導等に活用する際は、校長をはじめとした管理職及び他の教職員に対し指導等を行う立場にある者が、内容について十分な確認を行う。

(2) 「引継ぎシート」の作成・活用

- ・図2の例のような「引継ぎシート」は、個人情報を含むものであることから、指導要録と同様に適切に保存・管理する。
- ・「引継ぎシート」は、管理責任者が施錠できる書棚等に保管する。教職員が新規に作成したり、追加の記述をしたりする際は、管理責任者を通して行うなど、各学校の実態に合ったルールを定める。
- ・引き継ぐ際の留意点として、学校間で危機感を共有し、指導や支援の方法やその成果、配慮すべき内容をできるだけ詳しく引き継ぐ。その際、組織的・継続的な指導や支援を行うため、図3の引継ぎの流れの例を参考にするなどして校内体制を整備する。

児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎシート				
			様式1	
()立()小学校				
小 学 校	第1学年 担任	校長名		
	第2学年 担任	校長名		
	第3学年 担任	校長名		
	第4学年 担任	校長名		
	第5学年 担任	学校名()	児童生徒名()	
	第6学年 担任	第()学年次の目標		
中 学 校	第1学年 担任	月日	指導・支援の内容	
	第2学年 担任			
	第3学年 担任			
高 等 学 校	第1学年 担任			
	第2学年 担任			
	第3学年 担任			
ふりがな				
児童生徒名		第()学年次の目標		
住所				
引継ぎシート作成に向けた校				
参加者	月日	指導・支援の内容		
事業の分析(アセスメント)				
支援の方向性				
校内引継ぎ委員会での検討結果				
校長の所見				
()立()学校 校長		印		

図2 引継ぎシートの例

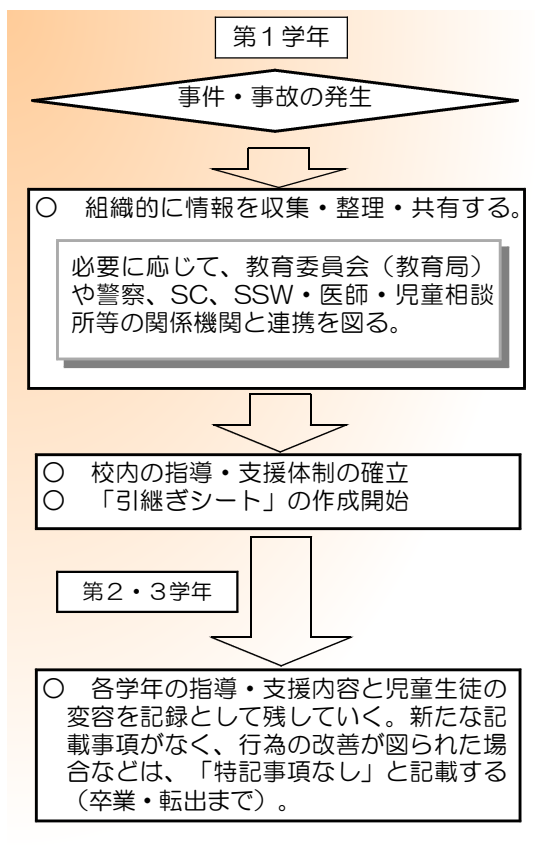


図3 引継ぎの流れの例

【参考資料等】

- ・「『府中町における自殺事案に関するタスクフォース』中間取りまとめを踏まえた生徒指導・進路指導の確認について」（平成28年3月25日付け27初児生第43号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・「『学校事故対応に関する指針の公表』について」（平成28年3月31日付け27文科初第1785号文部科学省初等中等教育局長通知）

【引用】

- ・図1は「生徒指導提要」（平成22年3月 文部科学省）
- ・図2及び図3は「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン（改訂版）」（平成29年2月 長崎県教育委員会）

2 弾道ミサイルが発射された際の対応

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等により、弾道ミサイルが北海道方面に発射されたとの情報を把握したため、児童生徒の安全確保に係る対応を行う必要が生じた。

1 発生時の対応のポイント

事案発生時の対応（状況把握・初期対応）

- ・Ｊアラートやテレビ、ラジオ等から正確な情報収集を行う。
- ・学校での教育活動中にミサイルが発射された場合、学校内外の安全状況を確認し、児童生徒や教職員等の安全確保に努める。また、状況に応じて児童生徒や教職員、来校者等を安全な場所へ避難誘導する。
- ・落下場所等についての情報を確認するまで避難を継続する。また、発射の時間が登下校時間帯の場合には、安全が確認されるまで登下校やスクールバスの運行を一時見合わせる。

（参考） 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等による迅速な行動

<屋外にいる場合>

- ・できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

<建物がない場合>

- ・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

<児童生徒が学校にいる場合>

- ・ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。
- ・校庭にいる児童生徒は、速やかに校舎内に避難させる。

<スクールバスの中にいる場合>

- ・スクールバスを止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。
- ・スクールバスから出ると危険な場合には、バスを安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、避難解除の指示があるまで待機する。

<公共交通機関を利用している場合>

- ・公共交通機関の乗務員等の指示に基づく行動を取る。

※ 内閣官房国民保護ポータルサイトを参考

2 発生後の対応のポイント

ミサイル落下後の対応

- ・児童生徒の安全を確認し、人的被害等が発生した場合には、警察や消防などに通報するとともに、保護者に連絡する。
- ・臨時休業や授業時間の繰り上げを行う場合は、集団下校等、下校のための安全な手立てを講じ、保護者に連絡する。
※臨時休業等の判断については、教育委員会が別途示す「非常変災時における道立学校の対応方針」により、学校長が判断する。
- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・近くにミサイルが落ちた場合の対応については、
 - 校舎内にいる場合には、教室等の換気扇を止め、窓やカーテンを閉め、目張りをして室内を密閉する。
 - 校舎外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、児童生徒や校舎等に被害があった場合は、その概要について速やかに報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・児童生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

3 弾道ミサイルの発射に備えた対応のポイント

事前の対策

- ・Ｊアラートが発信された場合の対応方針や臨時休業等の連絡方法などについて、児童生徒や保護者への周知を徹底しておく。
- ・自治体の危機管理部局等の関係機関と連携し、情報収集や通信手段等について確認する。
- ・危機管理マニュアルや学校安全計画等の点検や見直しを行う。

安全教育の徹底

- ・自治体の危機管理部局と連携しながら、避難訓練などの機会を活用して上記ポイントを指導するなど、児童生徒が安全な行動を取ることができるよう安全教育を充実させる。

4 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）
- ・国民保護法第34条（都道府県の国民の保護に関する計画）
- ・北海道立学校管理規則第27条（臨時休業）

【通知等】

- ・「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成29年9月8日 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）